

各位

上場会社名 中部電力株式会社 代表者 代表取締役社長 林 欣吾 (コード番号 9502) 問合せ責任者 秘書室部長 水野 博之 (TEL 052-951-8211)

役員報酬の減額および取締役への指示について

本日、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関して、中部電力株式会社(代表取締役社長: 林 欣吾、以下「中部電力」)は独占禁止法(以下「独禁法」)に基づく課徴金納付命令を、中部電力ミライズ株式会社(代表取締役:大谷 真哉、以下「中部電力ミライズ」)は独禁法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を、公正取引委員会からそれぞれ受けました。また、中部電力ミライズは、中部地区における家庭用の都市ガス供給等に関する警告を、中部電力ミライズおよびその子会社である株式会社シーエナジー(代表取締役社長:安井 稔)は、愛知県、岐阜県および三重県内における液化天然ガスの供給に関する警告を、公正取引委員会からそれぞれ受けました。(同日お知らせ済み)

中部電力および中部電力ミライズは、独禁法に違反する行為により、お客さまや株主、地域の皆さま、お取引先をはじめ関係者の皆さまの信頼を損なうとともに、ご迷惑、ご心配をおかけしていることを踏まえ、下記のとおり、それぞれの取締役会にて役員報酬の減額等を決議しましたので、お知らせします。

記

1 役員報酬の減額

命令および警告を重く受け止め、独禁法の遵守をはじめとしたコンプライアンスの更なる徹底に努めていくため、現在会社を代表して経営を担っている代表取締役全員の報酬を減額する。 (対象者および減額内容)

中部電力

代表取締役会長 勝野 哲 月例報酬の50% 2024年3月から3か月 代表取締役社長 林 欣吾 月例報酬の50% 2024年3月から3か月 代表取締役 水谷 仁 月例報酬の30% 2024年3月から2か月 代表取締役 伊原一郎 月例報酬の30% 2024年3月から2か月

中部電力ミライズ

代表取締役 大谷真哉 月例報酬の50%2024年3月から3か月

2 再発防止の徹底の指示

二度とこのような命令・警告を受けることがないよう、取締役全員に対して、再発防止の徹底を指示する。

(対象者)

中部電力 : 取締役全員 中部電力ミライズ : 取締役全員